

令和4年の大雨被害を受けた 農業者の皆様へ

弘前市では、令和4年の大雨被害を受けた農業者の方が、農業経営の維持・安定を図るために融資機関から借入した再生産資金について、利子の一部を助成します。

○弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金

《助成対象者》

令和4年の大雨被害を受けた農業者で、融資機関から助成金交付対象資金の融資を受けた者のうち、以下の要件をすべて満たす者

- ・市内に住所を有する農業者又は本店を有する法人であること
- ・市が発行する農産物等被害証明書の交付を受けていること
- ・青森県農業共済組合若しくは国が実施する以下のいずれかに加入している又は加入が確実であること
 - (ア) 農業経営収入保険
 - (イ) 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
 - (ウ) 果樹共済
 - (エ) 農作物共済
 - (オ) 畑作物共済
 - (カ) 園芸施設共済

《助成対象資金》

- ・融資機関：JAつがる弘前、JA相馬村、JA津軽みらい、青森銀行、みちのく銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫
- ・借入目的：令和4年の大雨災害により悪化した農業経営の維持及び安定に必要な再生産資金
- ・融資実行期間：令和4年8月3日～令和5年3月31日

《利子助成の概要》

- ・利子助成率：最大年0.5%（融資対象金額：一戸2,000万円以内）
- ・助成期間：借入の日から最大5年間

※詳細は下記ホームページより要綱をご確認ください。

〔問い合わせ先〕

農政課 担い手育成係 TEL：0172-40-0767



http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/nogyo/R4_oamesaigaishikinrishi_joseikin.html